

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童手当事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宝塚市は、児童手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

宝塚市長

## 公表日

令和7年7月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理(子育て世帯への臨時特別給付金に係るものを含む。)を行う。
③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、子育て世帯への臨時特別給付金システム、申請管理システム、宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル、給付金受給者情報ファイル、給付金支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 81, 135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠となる項)42, 125, 141, 161 (第2条の表における情報照会の根拠となる項)106, 107, 160
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宝塚市子ども未来部子育て応援課
②所属長の役職名	子育て応援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2024 宝塚市総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2196 宝塚市子ども未来部子育て応援課
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か		令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和6年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		[ <input type="checkbox"/> 委託しない ]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b>		[ <input type="checkbox"/> 提供・移転しない ]
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b>		[ <input type="checkbox"/> 接続しない(入手) ] [ <input type="checkbox"/> 接続しない(提供) ]
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 人手を介在させる作業</b>		[ <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない ]
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	
<b>9. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> 自己点検 ] [ <input type="radio"/> 内部監査 ] [ <input type="checkbox"/> 外部監査 ]	
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>		

従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策		<p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ul>	
当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項として次の事項を遵守している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。</li> <li>・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。</li> <li>・複数人での確認や所属長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残す。</li> <li>・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認する。</li> </ul>		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 梶山 博之	子育て支援課長 坂田 健一郎	事後	
平成29年9月5日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索機能	事後	
平成30年7月2日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 坂田 健一郎	子育て支援課長	事後	
平成30年7月2日	IIじきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年5月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年7月2日	IIじきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年5月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIじきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIじきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	—	新様式による項目追加	事後	
令和3年9月2日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上	文中「番号法第19条第7号 別表第二」	文中「番号法第19条第8号 別表第二」	事後	番号法改正に伴うもの
令和3年9月2日	IIじきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月2日	IIじきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年7月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行う。	児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理(子育て世帯へ児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索機能)	事後	
令和4年7月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索機能	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索機能、子育て世帯へ受給者情報ファイル、給付金支給者情報ファイル、給付金支給情報ファイル	事後	
令和4年7月12日	2. 特定個人情報ファイル名	受給者情報ファイル	受給者情報ファイル	事後	
令和6年5月26日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上	文中「(情報照会の根拠)第40条」	文中「(情報照会の根拠)第40条及び第40条の2」	事後	
令和6年5月26日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	宝塚市子ども未来部子育て支援課	宝塚市子ども未来部子育て応援課	事後	
令和6年5月26日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長	子育て応援課長	事後	
令和6年5月26日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡	T665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2196	T665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2196	事後	
令和6年5月26日	IIじきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年5月26日	IIじきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年3月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索機能、子育て世帯へ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索機能、子育て世帯へ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	事前	
令和7年3月14日	3. 個人番号の利用	・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	・番号法第9条第1項 別表 81, 135の項	事後	
令和7年3月14日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上	番号法第19条第8号別表第二とそれに基づく主務省令に基づく記載	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づく記載	事後	
令和7年3月14日	IVリスク対策	—	新様式による項目追加	事後	
令和7年7月10日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索機能、子育て世帯へ	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、		